

事業年度 . . . 法人名

退職給与引当金の損算入に関する明細書

①

御注意

3 2 1 「3」欄には、使用人兼務役員に支給する給与は含まれません。
 「27」欄及び「28」欄には、自己の都合により退職したとした場合の退職給与の要支給額を記載してください。
 退職給与規程(改正した場合も含みます。)の提出漏れがないか確認してください。

当期繰入額		1	円		期首現在額		14	円		
当期繰入限度額の計算	期中退職給与発生基準額 (31の③)	2			翌期繰入限度額	退職による取崩額	15			
	給与総額基準 期未使用人の給与総額	3				同上以外の場合による引当金取崩額	16			
	給与基準額 $(3) \times \frac{6}{100}$	4				計 (15) + (16)	17			
	(2)の金額又は(2)と(4)のうち少ない金額	5				当期繰入額 (1)	18			
	前期の期間が1年未満のもの前期の繰入不足額 (前期の(52))	6				差引期末現在額 (14) - (17) + (18)	19			
	繰入限度額 (5) + (6)	7				減算	同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	20		
	繰入限度超過額 (1) - (7) (マイナスの場合は0)	8					当期中において退職により 益金の額に算入すべき金額 (29の③) - (19)	21		
	差引退職給与引当金 (24)	9					当期中において同上以外の場合により 益金の額に算入すべき金額	22		
	累積限度超過額の計算						繰入限度超過額 (8)	23		
	累積限度額 (27の③) × 累積限度割合 ($\frac{100}{100}$) (別表十一(三)付表の記載がある場合は、別表十一(三)付表「10」)	10				算	差引退職給与引当金 (19) - (20) - (21) - (22) - (23)	24		
	退職年金制度へ移行した場合の累積限度額 (45) (別表十一(三)付表の記載がある場合は、別表十一(三)付表「22」)	11					累積限度超過額 (12)	25		
	累積限度超過額 (9) - (10) 又は (11) (マイナスの場合は0)	12				期末退職給与引当金 (24) - (25)	26			
	限度超過額合計 (8) + (12)	13				期中退職給与発生基準額の計算				
区分		当期末の要支給額	前期末の要支給額	(28)のうち当期中に 退職した者に係るもの	当期末在職者の 前期末要支給額 (28)-(29)	期中退職給与発生基準額 (27)-(30)				
		27	28	29	30	31				
退職給与	①	円	円	円	円	円				
退職金共済契約等 又は適格退職年金契約等 に基づく給付金	②									
差引事業主の 支給する退職給与	③									
	① - ②									
退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算										
移行年度の翌事業年度開始の日	32	平 . . .		(38) 又は (38) × $\frac{84-(33)}{84}$			39		円	
同上の日から当期末までの月数	33		月	移行年度の翌事業年度から当期末までに 支出した過去勤務掛金額等の合計額			40			
移行年度の繰越期末退職給与引当金 (移行年度の(24) + (23) - (18))	34		円	(40) - (38) × $\frac{(33)}{84}$ (マイナスの場合は0)			41			
移行前累積限度額の調整額										
移行年度が平成10年4月1日以前に 開始した事業年度である場合 (移行年度の(27の③) × $\frac{40}{100}$)	35			調整前累積限度額 (27の③) × 累積限度割合 ($\frac{100}{100}$)			42			
移行年度が平成10年4月1日から平成16年3月 31日までの間に開始した事業年度である場合 (移行年度の(27の③) × 移行年度の前期の累積限度割合 ($\frac{100}{100}$))	36			調整後累積限度額 (42) + ((39) - (41))			43			
移行年度が平成16年4月1日以後に 開始した事業年度である場合 (移行年度の(27の③) × $\frac{20}{100}$)	37			繰越退職給与引当金勘定の金額 (24) + (23) - (18)			44			
移行年度の調整前累積限度超過額 (34) - (35), (36) 又は (37) (マイナスの場合は0)	38			累積限度超過額 (43と44のうち少ない金額) (ただし、当該金額が(42)より少ない場合は、(42)の金額)			45			
翌期へ繰り越す繰入不足額の計算 (事業年度が1年未満の場合)										
当期繰入額基準										
(5)の金額	46		円	累積限度額 (10)			49		円	
当期繰入額 (1)	47			差引退職給与引当金 (24)			50			
繰入不足額 (46) - (47)	48			累積限度余裕額 (49) - (50)			51			
				翌期繰越繰入不足額 (48)と(51)のうち少ない金額)			52			